



# 長野県報

5月17日(月)  
令和3年  
(2021年)  
第204号

## 目次

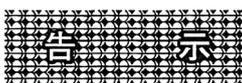
### 告示

長野県議会定例会の招集(財政課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課).....	2
基本測量の終了(建設政策課).....	2
公共測量の実施(4件)(建設政策課).....	3
公共測量の終了(2件)(建設政策課).....	4
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(2件)(都市・まちづくり課).....	4

### 公告

登録販売者試験の実施(薬事管理課).....	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(13件)(産業政策課).....	6
農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農業政策課).....	18
土地区画整理組合の設立の認可(都市・まちづくり課).....	18
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課).....	18
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	19
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(2件)(生活安全企画課).....	19
特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(通信指令課).....	22
長野県労働委員会あっせん員候補者(労働委員会事務局).....	26

正誤(自然保護課).....	27
----------------	----



### 長野県告示第306号

令和3年6月17日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部守一

財政課

### 長野県告示第307号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
伊那市高遠町長藤2179の8から2179の10まで、2179の19、2179の20、2179の78
- 指定の目的  
土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

## 長野県告示第308号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松本市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

## 長野県告示第309号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部守一

## 1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

基本測量（国土広域情報 修正）

## 2 作業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 3 作業地域

長野県全域

建設政策課

**長野県告示第310号**

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年5月6日から令和3年6月1日まで
- 3 作業地域  
中野市

建設政策課

**長野県告示第311号**

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和3年5月6日から令和4年3月18日まで
- 3 作業地域  
北安曇郡小谷村

建設政策課

**長野県告示第312号**

佐久穂町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間  
令和3年4月21日から令和3年9月30日まで
- 3 作業地域  
南佐久郡佐久穂町

建設政策課

**長野県告示第313号**

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（2級・3級基準点 座標補正）

- 作業期間  
令和3年4月23日から令和3年6月30日まで
- 作業地域  
北佐久郡御代田町

建設政策課

**長野県告示第314号**

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量（道路台帳図補正更新）
- 作業期間  
令和2年8月13日から令和3年3月24日まで
- 作業地域  
松本市

建設政策課

**長野県告示第315号**

佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量（数値地形図）
- 作業期間  
令和2年7月3日から令和3年3月26日まで
- 作業地域  
佐久市

建設政策課

**長野県告示第316号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称  
塩尻都市計画 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 都市計画を定める土地の区域
  - 市街化区域  
平成29年長野県告示第204号で定めた塩尻都市計画市街化区域に塩尻市大字広丘野村の一部を加える
  - 市街化調整区域  
塩尻都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び塩尻市役所

都市・まちづくり課

**長野県告示第317号**

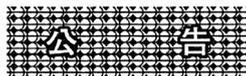
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
塩尻都市計画区域
- 3 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び塩尻市役所

都市・まちづくり課



**公告**

登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和3年5月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験日時  
令和3年9月9日（木） 午後0時30分から午後5時15分まで
- 2 試験場所

試験地区	試験会場	
佐久	長野県立武道館	(佐久市猿久保165- 1)
伊那	伊那商工会館	(伊那市中央4605- 8)
	J A南信会館	(伊那市狐島4381)
松本	松本市勤労者福祉センター	(松本市中央4- 7-26)
	松本市中央公民館	(松本市中央1-18- 1)
長野	J A長野県ビル	(長野市南長野北石堂町1177- 3)
	長野ターミナル会館	(長野市中御所岡田178- 2)

- 3 試験科目
  - (1) 薬事に関する法規と制度
  - (2) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
  - (3) 人体の働きと医薬品
  - (4) 主な医薬品とその作用
  - (5) 医薬品の適正使用と安全対策
- 4 受験手続
  - (1) 提出書類
    - ア 受験願書
    - イ 写真1枚（出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）
  - (2) 受験手数料  
15,300円（長野県収入証紙により納付してください。）